

厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号。以下「条例」という。）、厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成21年厚木市規則第36号。以下「規則」という。）及び厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、奨励金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「奨励金」とは、条例別表に規定する全ての奨励金をいう。

(奨励金の交付申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする受給対象者（以下「申請者」という。）は、厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 規則第7条に規定する奨励措置適用通知書の写し
- (2) 役員等氏名一覧表
- (3) 市税納税証明書
- (4) 次条第2項第1号に該当する申請者にあつては、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の評価においてZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready（以下「ZEB等」という。）の認証を受けていることを証するものの写し
- (5) 次条第2項第2号に該当する申請者にあつては、協定書、覚書等の写し
- (6) 次条第2項第1号及び第2号に該当する申請者にあつては、前2号に規定する書類

(奨励金の交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付について、厚木市企業等の立地促進等に関する奨励金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、企業立地奨励金又は戦略産業奨励金にあつては原則として10年以内（申請者が、前条の規定による申請の日（分割して奨励金の交付を受ける者にあつては、最初の申請の日）において、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては9年以内、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては7年以内）、設備投資奨励金にあつては原則として5年以内の期間に分割して交付することができる。ただし、1,000万円以内の奨励金については、一括交付する

ことができるものとする。

(1) Z E B等の認証を受けている場合

(2) 市、自治会等との間で、当該立地に伴い地域防災に係る協定、覚書等を締結している場合

(奨励金の交付)

第5条 市長は、奨励金の交付決定を受けた申請者からの請求書を受け取った日から30日以内に奨励金を支払うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月27日から施行する。
- 2 厚木市企業立地奨励金交付要綱（平成22年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行った企業等について適用し、同日前に立地に係る工事に着手した企業等については、なお従前の例による。